

事務連絡  
令和4年9月9日

国土交通省住宅局

参事官関係法人 御中

国土交通省住宅局参事官

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更、  
イベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について

令和4年9月8日の第98回新型コロナウイルス感染症対策本部において、新型コロナウイルス感染症対策に関し、現下の感染拡大への対応として、「Withコロナに向けた政策の考え方」が取りまとめられ（別添1別紙1参照）、併せて「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されました（別添1別紙2及び別紙3参照）。これを受けて、内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室より、別添1～3について周知の依頼がありました。

つきましては、貴法人におかれましては、別添について了知いただくとともに、所属会員に対し別添の周知を行っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

（別添1）内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室 事務連絡

「新形新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更について」

（別添1別紙1）新型コロナウイルス感染症対策本部決定

「Withコロナに向けた政策の考え方」

（別添1別紙2）新型コロナウイルス感染症対策本部決定

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和4年9月8日変更）

（別添1別紙3）新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針変更

（令和4年9月8日）（新旧対照表）

以下別添2～3、内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長 事務連絡

（別添2）「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」

（別添3）「イベント開催等における感染防止安全計画等について（改定その7）」